

## 中央鉱山保安協議会 議事要旨

1. 日 時：令和8年3月25日（水）14：00～16：00

2. 場 所：経済産業省本館17階第2特別会議室、Teams 会議

3. 出席者：

（学識経験者）

福井委員（会長）、駒井委員、笹木委員、原委員

（鉱業権者代表）

江口委員、佐藤委員、杉津委員、平田委員

（鉱山労働者代表）

浅見委員、小松崎委員、浄土委員、村越委員

4. 議 題：

### 【審議事項】

- （1）第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について
- （2）鉱山における高年齢者の危害防止に係る現状と対応の方向性について
- （3）鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について
- （4）避雷装置等の新たな日本産業規格の制定に伴う技術指針の改定について
- （5）産業保安を巡る環境変化を見据えた中長期的な安全確保に向けて

### 【報告事項】

- （1）海洋鉱物資源開発について
- （2）金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正について
- （3）CCS事業法における保安措置の検討状況について

5. 議事概要

### 【審議事項】

- （1）第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について

- 事務局から、第14次鉱業労働災害防止計画の取組状況について説明を行った。

（委員からの主な意見）

- ・リスクをゼロにするのは困難な中、鉱山マネジメントシステムを導入し約20年間続けてきたことにより、罹災率が徐々に下がってきたものと思われる。
- ・（業界代表として）今般の死亡災害を重く受け止めており、今後業界内の委員

会において、これまでの災害事例なども活用して対策を検討していく。

(2) 鉱山における高年齢者の危害防止に係る現状と対応の方向性について

- 事務局から、鉱山における高年齢者の危害防止に係る現状と対応の方向性について説明を行った。
- 各委員により質疑等が行われた後、内容について了承された。

(委員からの主な意見)

- ・ 技術伝承が行えていない、高年齢者への教育訓練の機会が提供されないといったことには、労働者の年齢分布、人手不足などの根本的な原因があるのではないかと。
- ・ 高年齢者の労働災害防止のための指針を浸透させていくことが重要であるが、そのための対応策を考える必要がある。

(3) 鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について

- 事務局から、鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第6次）の取組状況について説明を行った。

(委員からの主な意見)

- ・ 休廃止鉱山を類型化し、類型区分に応じた強度で対策することで効果が出てきていると思われる。
- ・ パッシブトリートメントに係る日本でのケーススタディを蓄積し、他の鉱山への適用性検討のために解説書を作成することは非常に重要。他方、実際に適用を検討する際には、水質や流速、地形といった具体的な情報が必要である。

(4) 避雷装置等の新たな日本産業規格の制定に伴う技術指針の改定について

- 事務局から、避雷装置等の新たな日本産業規格の制定に伴う技術指針の改定について説明を行った。
- 内容について了承された。

(5) 産業保安を巡る環境変化を見据えた中長期的な安全確保に向けて

- 事務局から、産業保安を巡る環境変化を見据えた中長期的な安全確保に向けて（鉱山分野）について説明を行った。

(委員からの主な意見)

- ・ 重機やプラントの自動化に取り組んでいるところであるが、保安が確保できた

中でのデジタル技術の試験導入に係る制度面での手続きについて、前向きに協力いただきたい。

- ・(業界代表として) 少子高齢化が進む中、従業員の確保が難しくなっており、遠隔操作等の省力化は重要になる。
- ・坑内の作業などはハードルが高いが、女性が活躍する場を盛り込み拡大していくことについても検討しなければならない。
- ・人材をどのように確保していくかが課題。現場で対応することは難しいので、政府機関や大学が連携して再教育などの場を作っていくことが重要。
- ・学生の目線に合わせ、国内の休廃止鉱山における坑廃水処理のみならず、新しいデジタル技術を活用できる分野であるということをアピールすることが重要ではないか。
- ・東南アジアや南米などの資源国には優秀な人材・留学生がいる。高度人材、現場の労働力として外国人の導入についても検討すべきではないか。

## 【報告事項】

### (1) 海洋鉱物資源開発について

- 製造産業局鉱物課から、海洋鉱物資源開発について説明を行った。

#### (委員からの主な意見)

- ・ISA で策定される開発規則をもとに、鉱山保安法に係る技術基準等を策定することになるが、鉱物課と鉱火付と連携し情報共有しながら進めてもらいたい。

### (2) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正について

- 事務局から、金属鉱業等鉱害対策特別措置法施行規則の一部改正について説明を行った。

### (3) CCS事業法における保安措置の検討状況について

- 事務局から、CCS事業法における保安措置の検討状況について説明を行った。

お問合せ先  
経済産業省 産業保安・安全グループ  
鉱山・火薬類監理官付  
電話：03-3501-1511(4961)